



**胆振管内さくらます船釣りライセンス制の概要
(海区委員会指示)**

元年12月15日～2年3月15日の期間は、ライセンス取得船に乗船しなければさくらますの船釣りはできません。
(遵守事項)
1) 同時に使用できる竿数は1人1本
2) 釣獲尾数は1人1日10尾以内
3) 釣獲したさくらますの販売等の制限
4) 廃棄の禁止
5) 釣行時間は、日の出から正午まで(一部海域では、日の出から14:00まで)
6) 釣果の報告義務
7) 訪船調査への協力
※ 令和元年度の内容を記載しています。
詳細は、胆振海区漁業調整委員会事務局までお問い合わせください。

西舎橋上流端から上流の日高幌別川の区域(春別川とシマン川とメナシユンベツ川との合流点まで)及び同合流点からの上流の春別川本支流の区域

凡例	
	保護水面
	資源保護水面
	河口規制
	内水面区画漁業権
	遊漁規則
	振興局境界線